茨木市小学校給食等における

食物アレルギー対応マニュアル

茨木市教育委員会

令和６年改訂版

目次

１　食物アレルギーの基礎知識

１－１　食物アレルギーとは　--- P. 1
１－２　食物アレルギーの症状とアナフィラキシー　--- P. 2
１－３　食物アレルギーの主な原因食物　--- P. 2
１－４　その他　--- P. 3

２　アレルギー対応の基本的な考え方

２－１　本市の食物アレルギー対応の考え方　--- P. 4
２－２　小学校給食における食物アレルギー対応　--- P. 5

３　アレルギー等対策委員会の設置

３－１　設置の趣旨・委員構成等　--- P. 7
３－２　情報共有体制と関係職員の役割分担　--- P. 8

４　食物アレルギーを有する児童の把握

４－１　対象とする児童の範囲　--- P. 11
４－２　新入生　--- P. 11
４－３　在校生（新規・変更）　--- P. 13
４－４　在校生（進級）　--- P. 13
４－５　転入生　--- P. 14

５　茨木市学校給食における対応

５－１　食物アレルギー対応を考慮した小学校給食の流れ　--- P. 14
５－２　アレルゲンチェックにおける対応　--- P. 15
５－３　給食調理場における対応　--- P. 16
５－４　各学級における対応　--- P. 16
５－５　給食費の取り扱い　--- P. 18

６　学校生活における対応

６－１　基本的な考え方　--- P. 18
６－２　食物を扱う教育活動（校外学習・宿泊を伴う学習・調理実習・クラブ・課外活動等）　--- P. 18
６－３　食物アレルギー事故事例集　--- P. 20

７　緊急時の対応

７－１　日常的対応・準備　--- P. 21
７－２　緊急時対応　--- P. 21

資料・様式

資料１　保護者面談時チェックシート　--- P. 23

資料２　学校給食献立の食物アレルギーへの配慮事項　--- P. 24

資料３　学校給食献立表アレルゲンチェックについて（例）　--- P. 26

資料４　食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の
対応・役割分担モデル　--- P. 28

茨木市立学校給食におけるアレルギー等除去食対策実施要綱　--- P. 29

様式第１号　アレルギー等除去対応申請書　--- P. 32

様式第２号　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）　--- P. 33

様式第３号　アレルギー等除去対応の実施について　--- P. 35

様式第４号　アレルギー等除去対応追加・解除届　--- P. 36

様式５　食物アレルギー調査票　--- P. 37

食物アレルギー調査票の記入について　--- P. 39

様式６　食物アレルギー個別対応票　--- P. 40

様式７　食物アレルギーを有する児童生徒一覧　--- P. 42

様式８　学校給食食物アレルギー対応一覧　--- P. 43

様式９　アレルギー除去食チェック表（給食場用）　--- P. 44

様式 10　アレルギー除去食チェック表（教室用）　--- P. 45

様式 11　緊急時個別対応票　--- P. 46

１　食物アレルギーの基礎知識

１－１　食物アレルギーとは

○定義

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすときに用いられる言葉です。

食物アレルギーは、一般的には特定の食物（アレルゲン）を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

○病型

児童にみられる食物アレルギーは大きく３つの病型に分類されます。

（表１）食物アレルギー病型

即時型	食物アレルギーのもっとも典型的な病型。 原因食物を食べて２時間以内に症状が出現する。
口腔アレルギー 症候群	IgE 抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状をさす。多くの場合、花粉のアレルギーを有する児童等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べた時に、食後５分以内に口腔内の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリ、イガイガ、腫れぼったいなど）が誘発される。
食物依存性運動誘発 アナフィラキシー	多くの場合、原因となる食物を摂取して２時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など）によりアナフィラキシー症状を起こすこと。発症すると、じんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要。

出典：大阪府教育委員会・大阪府医師会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（2022.3）より

１－２　食物アレルギーの症状とアナフィラキシー

○症状

食物アレルギーの症状は、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。

（表２）食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚粘膜症状	皮膚症状：かゆみ、じんましん、血管運動性浮腫、発赤疹、湿疹 粘膜症状：眼粘膜充血、かゆみ、涙が流れ出る、まぶたがむくむ
消化器症状	悪心（気分が悪くむかむかした感じ）、疝痛発作（おへそを中心にしておなかが痛くなる）、嘔吐、下痢、慢性の下痢による蛋白漏出・体重増加不良
上気道症状	口腔粘膜や咽頭のかゆみ、違和感（イガイガしたいつもと違う感じ）、腫脹（はれる）、咽頭口頭浮腫（のど、のどの奥の方のむくみ）、くしゃみ、鼻水、鼻づまり
下気道症状	せき、ぜん鳴（ぜーぜーして息が苦しくなる）、呼吸困難
全身性症状	アナフィラキシー症状：頻脈（脈が早くなる）、血圧低下、活動性低下（ぐったりする）、意識障害　等

出典：日本学校保健会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル　小・中学校編」(2005.4)より

○アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの消化器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

出典：日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(2020.3) より

（表３）アナフィラキシーの典型的症状

初期の症状	口内違和感、口唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不快、吐き気、腹痛、じんましん　等
中程度の症状	のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじんましん、ぜーぜーして苦しくなる
強い症状	呼吸困難、血圧低下、意識障害

出典：日本学校保健会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル　小・中学校編」(2005.4)より

１－３　食物アレルギーの主な原因食物

○割合

食物アレルギーの有症率は 6.3%であり、原因食物（アレルゲン）については、全体で、鶏卵（25.8%）、果物類（25.0%）、甲殻類（14.9%）、木の実類（12.4%）、ピーナッツ（11.2%）、牛乳・乳製品（11.1%）の順に多くなっています。

出典：日本学校保健会「令和４年度アレルギー疾患に関する調査報告書」(2023.3) より

〇アレルギー物質の表示

アレルギー表示対象品目は 28 品目です。特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い８品目（特定原材料）については、省令で表示が義務付けられています。症例数や重篤な症状の者が継続して相当数みられるものの、特定原材料に比べると少ない 20 品目（特定原材料に準ずるもの）は、可能な限り表示するよう努めることとされています。

（表４）アレルギー表示対象品目

表　示	用　　語	名　　称
義務付け	特定原材料（８品目）	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
推奨	特定原材料に準ずるもの（20 品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

出典：消費者庁「食品表示基準について」（2023.7）より

１－４　その他

〇　乳糖不耐症

乳糖不耐症とは、ミルクに含まれる糖質である乳糖を分解する乳糖分解酵素（ラクターゼ）の活性が低下しているために、乳糖を消化吸収できず、下痢やひどい場合には体重増加不良をきたす疾患です。乳糖不耐症は、牛乳タンパクに対する免疫学的反応である牛乳アレルギーとは異なります。

出典：大阪府教育委員会・大阪府医師会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(2022.3)より

2　アレルギー対応の基本的な考え方

2－1　本市の食物アレルギー対応の考え方

本市の小学校給食等におけるアレルギー対応の基本的な考え方については、平成27年３月に文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び令和４年３月に大阪府から示された「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」、本市で開催したアレルギー対応に関する調査研究会での議論を踏まえ、次のとおりとします。

○食物アレルギーを有する児童が安心して給食時間、学校生活を送ることができるよう、安全性を最優先する。

○学校の人員、設備等を踏まえ、複雑な対応や個別の対応は行わない。

○教育委員会の支援のもと、担任やアレルギー関係担当者だけではなく、学校全体で取り組む。

○原因食物の完全除去対応を基本とする。

＜参考＞

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

○食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先する。

○食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

○「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の判断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

○安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

○学校及び調理場の施設整備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

○教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

出典：文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」(2015.3)より

２－２　小学校給食における食物アレルギー対応

小学校給食における食物アレルギー対応としては、主に以下の４つの対応（表５）を考えています。

アレルギー等除去対応を必要とする児童の保護者は、アレルギー等除去対応申請書（様式第１号）により、毎年度当初に校長に申請するものとします。申請には、除去を必要とする食品が明記された学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第２号）、アレルギー以外の理由の場合は医師の意見書等、その他摂取に当たっての注意等を添付するものとします。

（表５）茨木市小学校給食における食物アレルギー対応

対　応	内　　容
詳細な 献立表対応 （レベル１）	学校給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配付し、それをもとに保護者や学級担任などの指示かつ児童等との確認で、給食から原因食品を除いて食べる。単品で提供されるもの（果物など）以外、調理されると除くことができないので対応できない。 ※すべての対応の基本であり、レベル２以上の対応でも、詳細な献立表の提示は行う。
弁当対応 （レベル２）	○一部弁当対応 除去食又は代替食対応が困難な献立に対して、一部弁当を持参する。 ○完全弁当対応 食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当を持参する。 ※レベル３及び４であっても、場合によっては弁当対応することもある。
除去食対応 （レベル３）	原因食物を給食から除いて提供する給食をさし、調理の有無は問わない。
代替食対応 （レベル４）	原因食物を給食から除き、それに代わる食材を補い、栄養価を確保した学校給食を提供する。

出典：大阪府教育委員会・大阪府医師会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(2022.3)より

【詳細な献立表対応】

詳細な献立表の作成と配付は、アレルギー対応の基本と考えており、保護者と学校、調理員がアレルギー対応を共有する基礎資料とします。

(1) 使用食材の原材料配合表やアレルギー食品に関する資料をもとに、除去すべき原因食物が分かる詳細な献立表を作成し、保護者と学級担任等に配付します。

(2) 保護者は、当該献立表を確認し、弁当対応や除去食対応など必要事項を加筆・修正を行い、学級担任等に提出します。

(3) 保護者からの提出書類に基づき、対応を決定し、学校・調理員等と共有し、アレルギー対応につなげます。

【弁当対応】

次に示す(1)～(6)に該当する場合は、安全な学校給食提供は困難であり、弁当の持参を考慮します。

(1) 調味料・だし・エキス・パウダー・添加物の除去が必要
(2) 加工食品の原材料の欄外標記（注意喚起表示）[注]の表示がある場合についても除去指示がある。
(3) 市で除去食対応の対象としている品目以外の食物除去が必要
(4) 食器や調理器具の共有ができない。
(5) 揚げ油の共有ができない。
(6) その他、学校給食で対応が困難と考えられる状況

〔注〕
【注意喚起例】
○　同一工場、製造ラインの使用によるもの
「本製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています」
○　原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています」
○　えび、かにを捕食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています」

【除去食対応】

(1) アレルギー等除去食対応の対象とする児童は①～③のいずれにも該当する者とします。
① 原因食品を摂取することにより、アレルギー症状がでる者
② 医師の検査、診断により食物アレルギーと判定された者
③ 家庭において、除去食等の対応が行われている者

アナフィラキシーショック症状など重篤な症状が生じる場合は、集団給食であることを考慮した上で、対応について十分協議し、緊急時の対応等を明確にしておきます。

(2) 除去する食品は、卵（鶏・うずら）、牛乳（おかず）・乳製品とします。
その他、飲用牛乳、パン、ごはん、すべてのおかずの停止も可能です。

【代替食対応】

代替食の調理は行いません。一部のデザート等（調理不要なもの）について、アレルゲンを含まないものに可能な限り替える方法で対応します。

3　アレルギー等対策委員会の設置

3－1　設置の趣旨・委員構成等

○　趣旨

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー等対策委員会を校内に設置する。委員会では、食物アレルギーを有する児童の保護者との面談または聞き取りにより、医師の指示や家庭での対応の様子等を把握したうえで、新入生・在校生全体の状況を勘案し、食物アレルギー対応を協議・決定する。

＜設置の際、定めておくこと＞
① 食物アレルギー対応全般
・　「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」「学校給食食物アレルギー対応一覧（様式８）」を作成する責任者
② 小学校給食における食物アレルギー対応を行う場合
・　アレルゲンチェック資料セット（P. 15 表６）の事前チェックや、最終確認を行うアレルゲンチェック担当者（複数名）
・　食物アレルギーを有する児童の出欠状況、学校給食の喫食状況等について、関係職員が情報共有する方法
・　除去食・代替食を提供する場合の受け渡し方法及び受け渡し担当者
・　持参した弁当の保管場所

○対象とする児童の範囲

食物アレルギー対応について要望のある児童。原則、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第２号）」を必要とする。

○構成員

校長、教頭、学年代表、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食・食育担当教諭、調理員等、その他各学校で必要と思われる職員

※学年代表及び学級担任は、担当する学年または学級に対象児童が所属している場合に構成員となる。

○開催日

①新年度食物アレルギー対応開始までに開催する。
※学校給食での対応が必要な場合は、給食開始までに開催する。
※食物アレルギーを有する児童が、新たに判明した場合には随時開催する。
②給食・学校行事における対応の必要な児童については、毎月（随時）開催する。

３－２　情報共有体制と関係職員の役割分担

（図１）

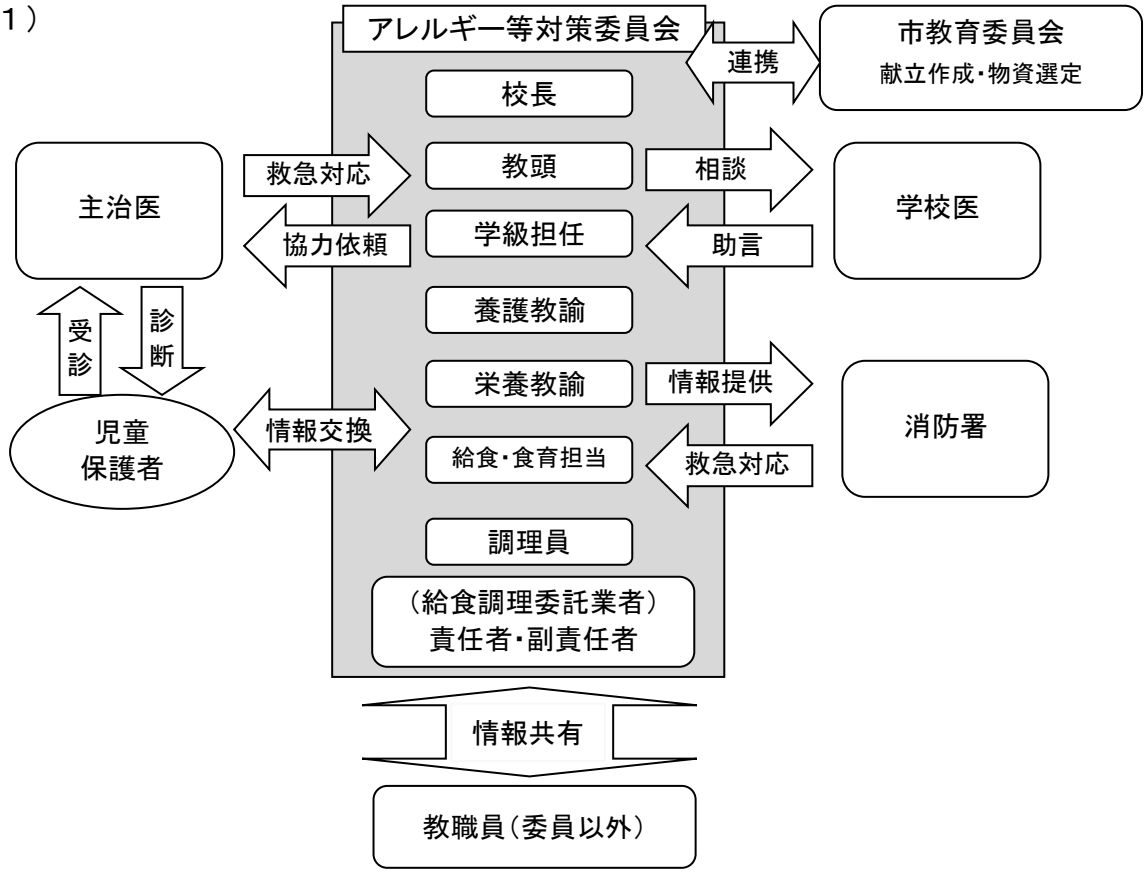

○校長

・食物アレルギー対応の責任者として、校内を統括する。
・関係職員の共通理解を図るために、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）」及び「茨木市小学校給食等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき指導する。
・アレルギー等対策委員会を設置・招集する。
・主治医、学校医への継続的な情報提供と協力を依頼する。
・アレルギー等対策委員会での決定事項を保護者に伝え、了解を得る。
・除去食・代替食の提供については、校長の責任のもとに実施する。
・エピペン®の既往歴があるなど、特に留意すべき児童の場合は、個別面談に同席する。

○教頭

・集約した緊急対応ファイル（P. 21 表９）の管理を行う。
・必要に応じ保護者等との相談の場を設定する。
・校内研修等を企画する。
・校内体制の中の連絡調整を行う。

〇学級担任（食物アレルギー対応の必要な児童が在籍している場合）

・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食・食育担当教諭、調理員、その他関係教職員との連携を図る。
・保護者との個別面談または聞き取りの調整を行う。
・保護者との個別面談または聞き取りで、食物アレルギー対応の必要な児童のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握するとともに、アレルギー症状を発症した場合の対応方法を確認する。
・「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）の作成に協力する。
・保護者と密に連絡をとりながら適切に対応する。
・保護者からの申出を関係職員に伝え、共通理解を図るとともに、緊急時の対応を周知する。
・食物アレルギーを有する児童が安心して給食時間、学校生活を送ることができるよう配慮する。
・食物アレルギー対応の必要な児童が在籍している場合は、給食時に事前チェックを行う。
・食物アレルギー対応の必要な日は、該当児童の配食、該当献立のおかわりをしないこと、体調等を確認し、「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10)」に記録し、校長の確認を毎回受ける。
・他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

〇養護教諭

・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、給食・食育担当教諭、調理員、その他関係教職員との連携を図る。
・保護者との個別面談または聞き取りで、食物アレルギー対応の必要な児童のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握するとともに、アレルギー症状を発症した場合の対応方法を確認する。
・学級担任、栄養教諭・学校栄養職員と協力して、「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」を作成する。
・児童が食物アレルギーを発症した場合の対応方法を、保護者と確認する。
・主治医、学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
・中学校入学までに、小学校でのアレルギー対応の状況について、中学校へ引き継ぐ。

〇栄養教諭・学校栄養職員

・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、学級担任、養護教諭、給食・食育担当教諭、調理員、その他関係教職員との連携を図る。
・保護者との個別面談または聞き取りで、食物アレルギー対応の必要な児童のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握するとともに、アレルギー症状を発症した場合の対応方法を確認する。
・学級担任、養護教諭と協力して「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」を作成する。
・栄養量、食品構成及び食物アレルギー対応に配慮した献立を作成する。
・食物アレルギーを有する児童に対する個別指導及び保護者への指導・助言を行う。

・食物アレルギーを有する児童の除去食の内容を確認し、除去する食品や作業動線図、作業工程表を確認する。
・毎月の献立表のアレルゲンをチェックし、保護者用のアレルゲンチェック資料セット（P. 15 表６）を整える。
・「アレルギー除去食チェック表（給食場用）（様式９）」「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10）」を作成する。

※栄養教諭・学校栄養職員未配置校においては、学校内で担当を決め、必要に応じて校長はブロック内の栄養教諭に助言を求める。

〇給食・食育担当教諭

・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理員、その他関係教職員との連携を図る。
・保護者との個別面談で、食物アレルギー対応の必要な児童アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握するとともに、アレルギー症状を発症した場合の対応方法を確認する。

〇調理員

・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食・食育担当教諭等との連携を図る。
・アレルギー等対策委員会等で、食物アレルギー対応の必要な児童のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
・「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」により、食物アレルギー対応の必要な児童の、個々の食物アレルギー対応を確認する。
・作業工程表、作業動線図を作成する。
・除去する食品や作業動線図を確認したうえで、作業工程表をチェックしながら、調理指示書に基づき調理作業にあたる。
・複数の調理員により、誤配のないことを確認する。除去食担当調理員が、あらかじめ定められた者に除去食を手渡す。「アレルギー除去食チェック表（調理場用）（様式９）」に記録し、校長の確認を受ける。

〇教職員（上記教諭以外）

・「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」を通じて、食物アレルギーのある児童の実態等を把握する。
・緊急時の対応方法について共通理解を図る。
（学級担任等が不在の時、同等の対応ができるよう、知識を深める。）

４　食物アレルギーを有する児童の把握

４－１　対象とする児童の範囲

学校において食物アレルギー対応の対象とする児童の範囲は、過去１年以内に食物アレルギーについて医師の診断を受け、食事や生活面での指示があり、かつ家庭においても医師の指示に基づく対応を行っている児童とする。

なお、「乳糖不耐症」等については、牛乳停止等の措置が必要であれば食物アレルギーと同様に取り扱う。ただし、医師の意見書等の提出は初回のみで可とする。

４－２　新入生

（図２）

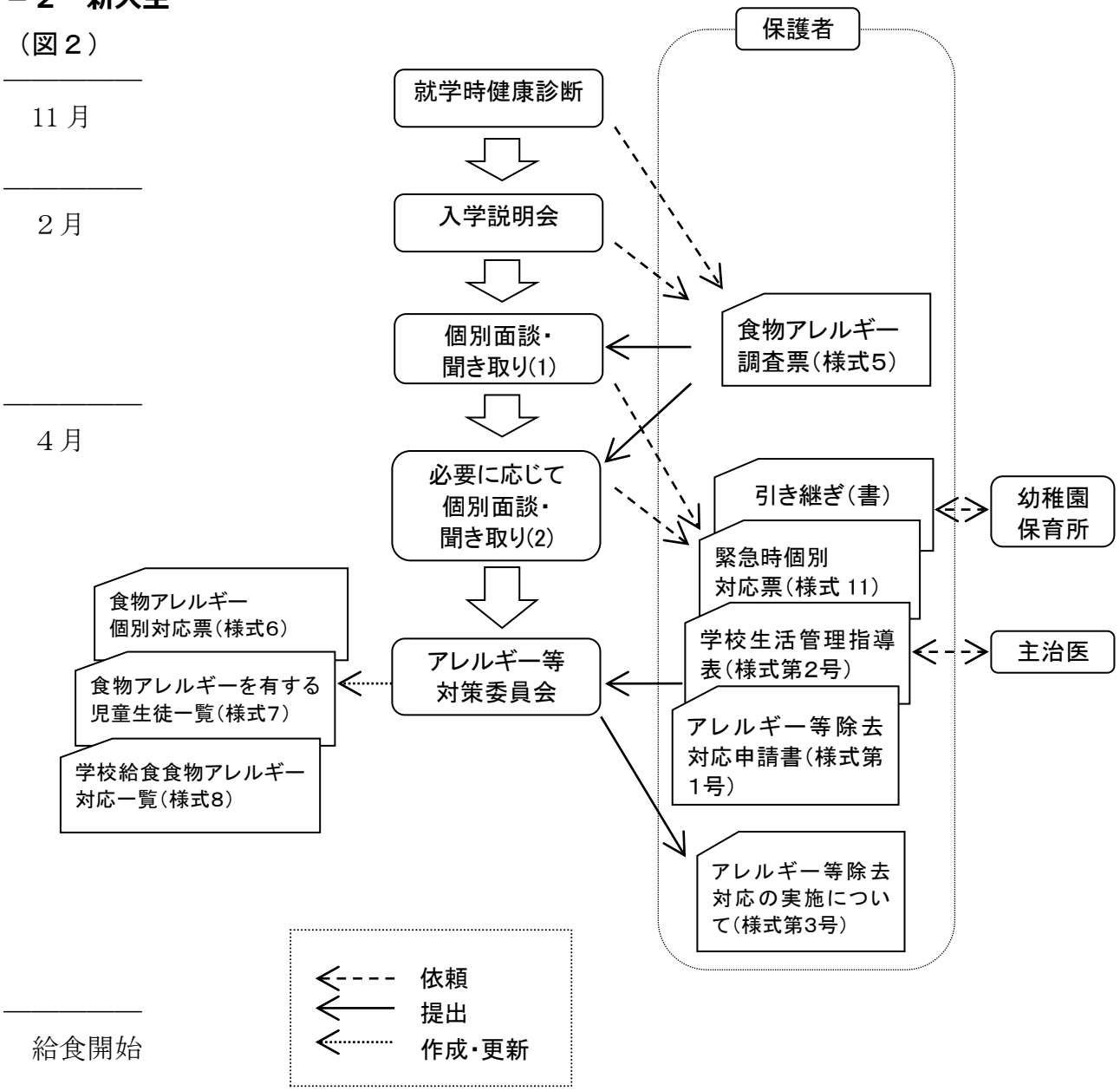

〇就学時健康診断または入学説明会

①茨木市の学校給食の概要及び食物アレルギー対応の概要について説明する。

②「食物アレルギー調査票（様式５）」を全保護者に配布し、提出を依頼する。

〇個別面談・聞き取り

①保護者に対し、面談または聞き取りを行う。必要に応じて複数回行う。面談する場合は、「食物アレルギー調査票（様式５）」の提出を求め、複数名で対応する。

ポイント 給食について　…　「保護者面談時チェックシート」(P. 23 資料１参照) 単年度事項であることを確認 学校生活について　…・食物を扱う授業や活動について ・給食当番について ・運動誘発の既往や可能性について ・薬の管理について ・宿泊を伴う校外活動について

②エピペン®を処方されている児童については、必ず「緊急時個別対応票（様式11)」の提出を求める。また、アナフィラキシーの既往またはおそれのある児童などについては、必要に応じて提出を求めます。

③給食対応を必要とする場合は、「アレルギー等除去対応申請書（様式第１号)」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）(様式第２号)」の提出を依頼する。

④面談等の結果を記録し、アレルギー等対策委員会に報告する。

〇アレルギー等対策委員会の設置

①個別面談等の結果をもとに検討し、最終的に校長が対応を決定する。栄養教諭・学校栄養職員未配置校においては、必要に応じて校長はブロック内の栄養教諭、学務課に助言を求める。あらかじめ定められた者を中心に「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」を作成する。

②確認事項

・アレルギー等除去を行う食品・児童名・学年・組・症状等、アレルギー等除去対応申請書を確認しながら、実際に除去対応ができるかどうか検討し、提供の方法を確認する。

・保護者との連絡方法、日々の校内連携の確認をする。

・当日急遽、除去食を提供できなくなった場合の対応を確認する。

・配食時に除去食が当該児童に確実に届くような役割分担等、体制作りに努め、確認する。

・確認事項は校内で情報を共有する。

③給食対応については、「アレルギー等除去対応実施について（様式第３号)」により保護者へ結果を通知する。今回の対応は、今年度限り単年度事項であることを、学校と保護者とで確認する。

４－３　在校生（新規・変更）

〇保護者の申出、健康調査票のチェック

①保護者より児童の食物アレルギー対応について申出があった場合、「食物アレルギー調査票（様式５）」の提出を依頼する。

②新たにエピペン®を処方された場合は、必ず「緊急時個別対応票（様式 11)」の提出を求める。

③給食対応を新たに必要とする場合は、「アレルギー等除去対応申請書（様式第１号)」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第２号)」の提出を依頼する。

④すでに行っている給食対応を変更・解除する場合は、「アレルギー等除去対応追加・解除届（様式第４号)」の提出を依頼する。及び、追加の場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第２号)」の提出を依頼する。

〇個別面談・聞き取り

①「食物アレルギー調査票（様式５）」「食物アレルギー個別対応票（様式６）」の内容をもとに個別面談または聞き取りを行う。

②面談等の結果を記録し、アレルギー等対策委員会に報告する。

〇アレルギー等対策委員会

①個別面談等の結果をもとに検討し、最終的に校長が対応を決定する。あらかじめ定められた者を中心に「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」を作成する。

②給食対応については、新規・追加ともに「アレルギー等除去対応実施について（様式第３号)」により保護者へ結果を通知する。今回の対応は、今年度限り単年度事項であることを、学校と保護者とで確認する。

４－４　在校生（進級）

〇対応の確認

①全児童について、健康調査票とともに「食物アレルギー調査票（様式５）」の提出を依頼する。

②すでに食物アレルギーに関して対応している児童については、前年度末に、対応の確認が必要であることを連絡する。個別面談等で、医師の指示があることを前提に、対応を変更する必要があるかどうかを確認する。

③エピペン®を処方されている児童については、「緊急時個別対応票（様式 11)」の内容に変更がないか確認する。

④給食対応を必要とする場合（継続を含む）は、「アレルギー等除去対応申請書（様式第１号)」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第２号)」の提出を依頼する。

〇アレルギー等対策委員会

①個別面談等の結果をもとに検討し、最終的に校長が対応を決定する。あらかじめ定められた者を中心に「食物アレルギー個別対応票（様式６）」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式７）」を作成する。

②給食対応については、「アレルギー等除去対応実施について（様式第３号）」により保護者へ結果を通知する。今回の対応は、今年度限り単年度事項であることを、学校と保護者とで確認する。

４－５　転入生

〇情報収集

①健康調査票及び「食物アレルギー調査票（様式５）」の提出を依頼する。
②前籍校からの健康診断関係書類を確認し、必要に応じて前籍校からの申し送りを受ける。
③以降、「３－３　在校生（新規・変更）」の対応に準じて実施する。

５　茨木市学校給食における対応

５－１　食物アレルギー対応を考慮した小学校給食の流れ

（図３）

① 献立作成 ⇩ ② 物資選定 ⇩ ③ アレルゲンチェック ⇩ ④ アレルギー等対策委員会 ⇩ ⑤ 学校給食の提供 ⇩ ⑥ 各学級における対応

①献立作成委員会で献立を決定する。

②物資選定委員会で給食物資を決定する。

③学校給食で対応が必要な児童の保護者に対して、翌々月分の学校給食献立表にあわせて、アレルゲンチェック資料セット（P.15 表６）を配布する。

④アレルゲンチェックの結果に基づき、アレルギー等対策委員会で、献立について喫食の可否、除去食の実施、弁当持参の有無を確認し決定する。

⑤給食室では、アレルギー等対策委員会での決定に基づき、必要な除去食の調理を行い、確実な配食を行う。

⑥学級担任は、各学級で除去食等の誤配のないよう配膳し、確認や食べた後の健康観察を行う。

※学校給食献立の食物アレルギーへの配慮事項・・・P.24、25 資料２参照

５－２　アレルゲンチェックにおける対応

○アレルゲンチェックの流れ

①あらかじめアレルギー等対策委員会で決められたアレルゲンチェックの担当者が、アレルギー対応が必要な児童に対し、アレルゲンチェック資料セットを準備し、保護者に配布する。

（表６）アレルゲンチェック資料セット

資料	資料名	配布時期	
		学校へ	保護者へ
1	学校給食アレルギー対応確認用献立表１枚	前々月 25 日頃	前々月末頃
2	選定物資分析表	前々月 25 日頃	前々月末頃
3	長期納入契約物資分析表	年度当初（給食開始まで）	

※１～３及び給食アレルゲン管理ファイルは学務課から学校へ校務システムで送信します。

②保護者は、アレルゲンをチェックし学校へ提出する。

チェック方法（例）：学校給食アレルギー対応確認用献立表に記入例のとおり対応食を希望する献立および喫食不可能な献立に印をつける。（P. 26 資料３参照）

※給食費減額申請者について、献立により断続的に欠食する場合は、チェックした献立表とともに「給食中止日報告書」の提出を依頼しておく。（「５－５給食費の取り扱い」参照）

③アレルゲンチェックの担当者は、保護者がチェックした献立表等のコピーをとり、返却する。間違いや漏れがないかを確認し、不明な点があれば再度保護者に確認をとる。

④アレルギー等対策委員会で情報を共有する。

⑤チェック済みの献立表をコピーし、１枚は保護者に返却、その他教室・給食調理場等に渡す。必要に応じて教室にも掲示する。原本は職員室で保管する。

○対応方法別の配慮事項

【弁当の場合】

・本人が食べられない食品をよく理解し、誤食がないように家庭での声掛け等、保護者に協力を求める。
・弁当の保管場所を設定しておく。
・給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に確認しておく。
・保護者が、弁当においてもアレルギー原因食品と同等の栄養価の確保ができる食品選択と献立を考えることができるように、支援する。
・持参した弁当の学校給食用食器への移し替えは、各学級で対応する。
・当該児童が原因食品に触れないように配慮する。

【除去食・代替食を提供する場合】

・学級担任は、事前に個々の児童の除去食・代替食の喫食について把握しておく。
・栄養教諭・学校栄養職員は、献立や材料の変更がある場合、速やかに関係職員に連絡する。

・万が一、提供前にアレルギー物質の混入や除去食の取り忘れがあった場合、またはその恐れがあると判断される場合は、校長の判断により提供を中止する。その場合の対応については、あらかじめ保護者の了解を得て決めておく。

５－３　給食調理場における対応

〇対応の範囲

・卵（鶏・うずら）、牛乳（おかず）・乳製品については、調理指示書、作業工程表、作業動線図をもとに対応を行う。
・一部のデザート等について、代替食対応を行う。この場合、調理不要なものとする。

〇除去食の調理作業について

①食物アレルギー対応用の調理指示書をもとに、作業工程表・作業動線図を作成し、綿密な打ち合わせを行う。担当する調理員を明確にする。
②当日、出席状況等の連絡を受け、除去食該当児童の把握を確実に行う。
③アレルゲンを含む食品の取り扱い、器具、食器、エプロン等の使い分け、手洗い、使い捨て手袋の着用等を徹底し、コンタミネーションが起こらないよう細心の注意を払って調理を行う。
④除去食の中心温度を測り、日常点検票に記録する。
⑤除去食の保存食をとる。
⑥小鍋や別食器に配食し、名前を明記する等、除去食であることがわかるようにする。
⑦除去食の調理から該当児童への受け渡しにおける各工程で間違いなく配食できたか、複数で確認し、「アレルギー除去食チェック表（調理場用）（様式９）」に記録し、校長が確認する。
※万が一、混入や取り忘れ等により除去食の作成ができなかった場合は、速やかに校長に報告し除去食の提供を中止する。対応について、「アレルギー除去食チェック表（調理場用）（様式９）」に記録する。

〇除去手順

・卵（鶏・うずら）：
鶏卵・うずら卵を加える前に除去食分を取り分け、別鍋調理をする。
※うずら卵をゆでた釜を使用する場合は、うずら卵をゆでていない釜から除去食を取り分ける。
・牛乳（おかず）・乳製品：
牛乳（おかず）・乳製品を加える前に除去食分を取り分け、別鍋調理をする。
※ルウ作り等に作成した釜を使用する場合は、ルウを調理していない釜から除去食を取り分ける。

５－４　各学級における対応

食物アレルギー対応の必要な日は、「学校給食食物アレルギー対応一覧（様式８）」「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10）」で、該当児童の配食を確認する。おかわりの状況、体調等を確認し、「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10）」

に記録し、校長が確認する。

〇給食の準備

・教職員全体で、対応（当日の給食で除去食の提供があるか等）を確認する。
・学級担任は、食物アレルギー対応が必要な日を確実に把握し、該当児童、給食当番等と共有する。
・児童の欠席等により除去食を食べない場合は、朝の時点で給食調理場に連絡する。
・除去食を誰が取りに行くかを明確にしておく。（本人または担任）

【学級担任　→　該当児童】
・該当児童が給食当番を行う場合は、原因食品に触れないように配慮する。

【学級担任　→　学級の児童】
・「学校給食食物アレルギー対応一覧（様式８）」、「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10）」、該当児童の学校給食献立表を確認し、誤配がないように注意する。このとき、給食当番や他の児童への配膳の説明を十分に行う。
・アレルギーの原因食品が該当児童の食器等に付着しないように注意する。
・持参した弁当の学校給食用食器への移し替えは、各学級で対応する。

〇給食時間

【学級担任　→　該当児童】
・原因食品の誤食を防止するため、「学校給食食物アレルギー対応一覧（様式８）」、「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10）」、該当児童の学校給食献立表を確認し、配膳に間違いがないか、持参した弁当が揃っているか等を必ず確認してから食べ始めるように指導する。
・まわりの児童からの食物接触や誤飲・誤食にも注意するよう指導する。
・該当児童が、おかわりで原因物質を喫食しないよう注意する。該当児童のアレルゲンを含む給食提供時は、おかわりは特に担任が行う。

【学級担任　→　学級の児童】
・学級の児童には、食物アレルギーは好き嫌いによるものではないことを理解させる。その際には、食べることを強要したり勧めたりしないように指導する。
・まわりの児童にも、食物接触や誤飲・誤食の原因を作らないように指導する。

〇給食終了時

【学級担任　→　該当児童】
・該当児童の喫食状況を把握し、「アレルギー除去食チェック表（教室用）（様式 10）」の該当項目に記入する。
・該当児童の健康観察を行う。
・少しでも異変が認められる場合は、「７　緊急時の対応」に則って対応する。

５－５　給食費の取り扱い

給食費の取り扱いについては、茨木市学校給食費条例施行規則に基づき減額する。保護者が減額を希望する場合は、以下の指針に基づいて実施する。「学校給食費減額申請書」の提出を依頼し、「学校生活管理指導表（様式第２号）」または食物アレルギー以外の理由による場合は主治医意見書等の写しを添えて学務課へ提出する。申請は毎年行うものとする。パン、ごはん、すべてのおかずについて、献立により断続的に欠食する場合は、毎月のアレルゲンチェック（「５－２　アレルゲンチェックにおける対応」参照）の際、献立表とともに「給食中止日報告書」の提出を依頼する。

（表７）給食費減額の取り扱い区分

条件	取り扱い
給食すべてを停止する場合（弁当持参）	給食費全額を減額する
飲用牛乳を停止する場合	牛乳代金を減額する
パンを停止する場合	パン代金を減額する
ごはんを停止する場合	ごはん代金を減額する
すべてのおかずを停止する場合	おかず代金を減額する

※おかずの一部を欠食する場合は、おかず代金は減額しない

６　学校生活における対応

６－１　基本的な考え方

様々な学校行事の中で、修学旅行や調理実習等、宿泊を伴ったり食物を扱ったりする場合は、食物アレルギーを有する児童に影響がないかどうかを、アレルゲン確認資料を配布する等により、保護者に調査し、事前に対応を検討する。

影響があると考えられる場合は、学級担任、養護教諭及び栄養教諭・学校栄養職員が保護者と話し合い、安全を確認し、了解のうえで実施する。

６－２　食物を扱う教育活動（校外学習・宿泊を伴う学習・調理実習・クラブ・課外活動等）

学級担任は、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員と連携し、保護者と確認をとりながら、食物アレルギーの発症防止に努める。

〇調理を伴う教科等での注意

・学級担任は、調理実習の材料を保護者に伝え、保護者はアレルゲンとなる食品が含まれていないか確認する。
・児童同士で調理内容を決める場合、必ず食材内容を確認する。

〇教材教具等の配慮

教材教具にアレルゲンが含まれている場合の対応方法や、活動内容の見直しを行う。

（表８）各アレルゲンの配慮すべき教材教具、学習活動例

アレルゲン	配慮すべき教材教具、学習活動例
卵	卵パック、石灰（卵殻カルシウム）
乳	木工用ボンド、牛乳パックのリサイクル体験
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験
そば	そば打ち体験
落花生（ピーナッツ）	豆まき、落花生の栽培
大豆	みそ作り

○校外学習

・友達同士での弁当や菓子類のやりとりに注意する。
・本人には保護者が、まわりの友人には教職員が、事前に気をつけることを話す。

○宿泊を伴う学習

それぞれの施設に事前に食物アレルギーの状況を伝え、可能な対応を相談する。それを保護者に伝え、安全を十分に確保し、納得していただいたうえで実施する。

【事前準備】

①健康調査票、「食物アレルギー調査票（様式５）」をもとに、対象児童のアレルゲンをチェックする。
②宿泊先や昼食場所等での食事内容について、献立と成分表の提出を依頼する。（除去食・代替食が可能かどうかも確認する）
③取り寄せた資料を保護者とともにチェックする。
④旅行業者、宿泊施設等に食物アレルギー対応を依頼・確認する。
⑤持参薬の有無や管理方法を確認する。
⑥緊急時の連絡体制、対応、搬送先等について保護者と確認し、全関係職員が共通理解を図っておく。（班別行動時は特に連絡体制の徹底を図ること）

【考えられる対応例】

・可能な範囲での除去食、代替食の提供（施設職員・学校との協議）
・自宅からの食事の持参（レトルト食品等）
・野外炊飯での食材検討（小麦アレルギー　→　小麦不使用のカレー粉持参）
・おやつ、飲料の検討
・枕のそば殻除去
・現地の医療機関への協力要請
・旅行会社との連携

○その他

食物アレルギーとして把握していない児童でも、アナフィラキシーショック症状を呈することがあることを十分理解し、アナフィラキシーの症状（P.２表３）を呈した児童がいる場合には、すみやかに緊急対応をする。

６－３　食物アレルギー事故事例集

事例１　アレルギー対応食が児童まで配膳されず・・・
（小学１年　アレルゲン：乳）

症状…咳

経過…アレルギー対応食は、専用お盆に乗せて担任が調理員から直接受け取ることになっていたが、受け渡しがされず通常食を食べてしまい、咳が出現した。

解説…調理員及び担任の受け渡しの確認、配膳時の確認が失念され事故が起きた。

対策…食物アレルギーがあり、配慮・管理が必要な児童の把握を確実に行い、校内体制を整えておく必要がある。

事例２　保護者も教員も献立表のチェックを見落として・・・
（小学１年　アレルゲン：小麦）

症状…じんましん、顔面腫張、鼻水、全身の痒み、意識低下

経過…給食のスパゲティを食べてしまい、じんましん、顔面腫張、鼻水、全身の痒みが出現し、意識が低下。エピペンが期限切れのため投与を断念し、救急搬送。

解説…保護者、担任ともに献立表を見落とし、本人は配膳されたまま食べた。

対策…誤食事故防止には、二重、三重のチェックが必要である。保護者任せでなく、学校全体で把握、注意しなければならない。また、エピペンは使用期限が切れる前に交換する必要がある。

事例３　乳アレルギーは解除し、大丈夫だったのに・・・
（小学６年　アレルゲン：乳）

症状…アナフィラキシー

経過…家庭で牛乳は普通に飲んでいたが、学校給食の後、昼休みにサッカーをしていたら、目の充血、腫れ、じんましんが出現した。

解説…食物依存性運動誘発アナフィラキシー。給食の牛乳が原因となり、その後運動をしたため症状が出現した。

対策…原因を確認しておくことが重要である。原因がわかれば運動前に該当食品を避けるか、該当食品摂取後２時間運動を避ける。原因不明の場合は、給食後２時間は運動を避ける。

事例４　調理実習で使う「ハム」が、給食で出るハムとは違い・・・
（小学６年　アレルゲン：乳、卵）

症状…気持ち悪さ、のどの痛み、頭痛

経過…本人は卵と乳のアレルギーあり。調理実習で使用のハムに卵・乳成分が含まれていたが、教員は気付かず、保護者に確認しないまま実施。喫食後、症状が出現し、緊急搬送。

解説…教員は、ハムに卵・乳成分が含まれているという認識がなく、保護者に確認をしていなかった。給食で使用するハムには、卵・乳成分が含まれていなかった。

対策…調理実習について計画書を作成し、複数人で内容を確認する。使用する食材の確認と、保護者への報告・確認を徹底する。

出典：「大阪府　令和３年度食物アレルギー事故報告書」等より

7　緊急時の対応

7－1　日常的対応・準備

・アナフィラキシーの既往のある児童及びおそれのある児童について、全関係職員にその情報を伝達し、誰でもが対応可能な体制を構築する。
・対象となる児童の健康調査票は、定められた場所に保管し、緊急時にはすぐに参照できるようにする。
・エピペン®を処方されている児童については、「緊急時個別対応票（様式 11)」を個々に作成しておく。
・保護者及び主治医との連絡を密接に行い、対応に変更があれば修正していく。
・緊急時に各職員が具体的に何をするのか決めておく。食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル（P.28 資料４）を参照。

7－2　緊急時対応

〇緊急時対応の流れ（P.28 資料４参照）

①応援要請と周囲の安全確認
・発見者は、応援を要請し複数で対応する。
・異常を示す症状の発症がなくても明らかにアレルゲンの誤食がわかった場合や異常を示す症状を発症した児童は、可能な限りその場で安静にさせる。
・保護者へ連絡する。
・アレルゲンを含む食品を誤食した場合は、吐き出させ、口をすすがせる。
・アレルゲンを含む食品が皮膚に付いた場合は、洗い流させる。
・アレルゲンを含む食品が目に入った場合は、洗眼させる。

②状態の把握
・意識状態、呼吸、脈拍、血圧を確認する。
・経過の把握、基礎情報を把握する。
　緊急対応ファイルを確認する。
・経過を観察し、「緊急時個別対応票（様式 11)」に記録する。
・主治医へ連絡する。

（表９　緊急対応ファイル）

・健康調査票
・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第２号）
・食物アレルギー調査票（様式５）
・食物アレルギー個別対応票（様式６）
・緊急時個別対応票（様式 11）

③応急処置
・「緊急時個別対応票（様式 11)」に基づき行う。
　(1)内服薬等緊急処方薬の使用
　(2)ただちにエピペン®を使用
　(3)119 番通報
　(4)その場で安静させる（仰向けに寝かせ、足を高くする）
　(5)反応がなく、呼吸がない場合は心肺蘇生（心臓マッサージ、AED の措置）

④119 番通報の目安
・アナフィラキシーの既往がある場合は、初発症状発症時
・アナフィラキシーの兆候が疑われる場合
・エピペン®を使用したとき
※通報時に必ず伝えること
(1)アナフィラキシー発作の疑いであること。
(2)エピペン®を処方されていること。

⑤教職員によるエピペン®の注射について【判断基準】
・本人に「自分では打てない」ことを確認する。
・事前に協議した事態である。
※意識状態や呼吸器症状について判断できない場合は、エピペン®の使用を優先する。

エピペン®が処方されている患者で
アナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	**・繰り返し吐き続ける** **・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み**
呼吸器の症状	**・のどや胸が締め付けられる　・声がかすれる** **・犬が吠えるような咳　・持続する強い咳込み** **・ゼーゼーする呼吸　・息がしにくい**
全身の症状	**・唇や爪が青白い　・脈を触れにくい・不規則** **・意識がもうろうとしている　・ぐったりしている** **・尿や便を漏らす**

出典：日本小児アレルギー学会「一般向けエピペン®の適応」（2013. 7）より

保護者面談時　チェックシート

(1)学校から保護者への学校給食での除去食対応について説明		
除去食について		
	茨木市では、卵（鶏・うずら）、牛乳（おかず）・乳製品の除去食を行っています。	
	代替食の調理は行いません。除去食のみの対応です。	
	欠食（弁当）、調理工程での除去の2つの方法があります。	
提出書類について		
	①アレルギー等除去対応申請書（様式第1号）	
	②学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）※保険適用になりますが、主治医が学校医の場合は、この限りではありません。	※医療機関の受診が必要
	③緊急時個別対応票（様式11）　※エピペン®を処方されている場合等	※エピペン®を処方されている場合等
	④茨木市学校給食費減額申請書　※給食を全部または一部停止する場合	※給食を全部または一部停止する場合
	①②の提出がなければ、除去食の対応はできません。（未提出の場合は、通常どおり配膳されます。）	
	継続的に受診し、①②（④）の提出は年度ごとにお願いします。	
	状況により、アレルギー専門医に受診の上、書類を提出してもらうことがあります。	
	受診の際の諸経費は保護者負担です。	※学校生活管理指導表は保険適用
その他		
	年度中に、医師の診断でアレルギー対策を変更または解除する場合は、速やかに学校に連絡し、アレルギー等除去対応追加・解除届（様式第4号）を提出してください。追加の場合は学校生活管理指導表（様式第2号）をあわせて提出してください。	
	万一アレルゲンが混入した場合等に、除去食が提供できなくなる場合があります。可能な場合には他のおかずを増やすなどして対応します。	※除去食希望者のみ
	弁当持参の対応を行う場合、1食分すべての弁当を持参する必要はなく、食べられないおかずの代わりのものだけ用意してください（例：「豆腐のみそ汁」の代わりに汁物を持参）。	
(2)原因となる食品には何があるが、どの程度かを確認		
	鶏卵については85℃で1分以上加熱しています。（ﾏﾖﾈｰｽﾞ・ﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞ・ﾃﾞｻﾞｰﾄを除く） ※卵黄凝固温度：70℃、卵白凝固温度：80℃	
	揚げ油は複数回使用します。同じ油で別の食材も調理しているため、アレルギー物質の溶出や混入の可能性があります。	
	原因食品を摂取した場合、どのような症状が出ますか。	
(3)献立表・加工食品配合表等は前々月下旬頃配布、毎月の協議が必要なことを説明		
	保護者と学校側で除去調理の可否、家庭から弁当等の持参について必ず協議します。	
	毎月のチェック期限までに保護者からの提出がなければ、安全のために給食は提供できません。	
	当日の給食について（除去食の有無等）、保護者側で児童とともに確認し、児童自身に理解させたうえで登校させてください。（クラスで除去食の日がわかるように、保護者側がチェックした献立表を毎月学校側に提出してもらい、クラスで当該児童が確認をできるような工夫をしてください。献立表をクラスに掲示してよいか保護者に確認し、児童本人が確認できるよう家庭でも身につけさせるように保護者側へ依頼してください。）	
(4)調理段階での除去での注意点を説明		
	専用の調理室・調理具・食器（個人持ち）はありません。専従の調理員はいません。	※除去食希望者のみ
	前日、卵（鶏・うずら）または牛乳・乳製品の入った献立で使った釜や食器を洗浄し、翌日使うなど、ごく微量の残存成分が混入する可能性があります。	※除去食希望者のみ
(5)給食時の注意点を説明		
	除去食は、他のおかずと近い位置に配膳されたり、配膳盆が共用される場合があります。喫食時に、他の児童の食べこぼし、飛沫がかかる可能性があります。	※除去食希望者のみ
(6)家庭との連絡方法について聞き取る意義を説明		
	緊急時の保護者との連絡について、携帯電話や勤務先等、必ず連絡できるよう複数の緊急連絡先の確保が望まれます。	
	食物アレルギーで日常受診している医療機関及び緊急搬送先について、医療機関名とその連絡先を確保することが、保護者との連絡がつかない場合や保護者だけで判断できない場合に必要です。	
(7)緊急時のエピペン®の使用について説明		
	本人にエピペン®を打つように促し、本人が打てなければ、その場に居合わせた教職員が打ちます。使用期限が過ぎていることのないように注意してください。	※エピペン®を処方されている場合等

☆これらの聞き取り情報をもとに、その後に協議し対応内容を校内で決定する。
その内容を後日改めて連絡することを保護者に伝える。

給食へのアレルギー対応をご希望の保護者様へ

茨木市教育委員会

学校給食献立の食物アレルギーへの配慮事項(令和6年度4月改訂版)

年間を通じて使う食材・調味料について

※ハム・ベーコン・ウインナー(畜肉加工品)など、かまぼこ・さつま揚げ・ちくわ(魚肉加工品)などについては、卵白・卵が入っていないものを選んでいます。

ただし、年間通じて使う物として適切な物がない場合には、卵白・卵が入っていても使うことがあります。その場合は、事前にお知らせします。

※さつま揚げや油揚げなどの加工食品は、揚げ油の原料(大豆油・菜種油など)の確認もしています。

※デンプンは、種類(馬鈴薯・小麦・とうもろこしなど)を確認しています。

※調理用の炒め油・揚げ油・ルウに使用する油については、基本的に菜種白絞油・菜種サラダ油、こめ油を使用しています。

ただし、献立によっては、風味を生かすためごま油・オリーブオイル等で炒めることもあります。

揚げ油は、別の献立に複数回使いまわすことがあります。その順番は献立表でお知らせします。

※食材・調味料を選ぶときは、「食品のアレルギー表示」で、表示義務のある8品目【えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生】、表示が推奨されているもの20品目【アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン】は、厳密に確認しています。

また、**コンタミネーション**の可能性についても確認しています。

★コンタミネーションとは… 食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずにごく微量、最終加工食品に混入(コンタミネーション)してしまうことです。

※保護者用献立表には、加工品などの食品の原材料を記載しています。また、学校給食アレルギー対応児童やその他疾病により食事管理が必要な方については、申し出をいただくことで、より詳細な情報を提供しています。

献立作成について

卵（鶏・うずら）を使用したおかず	＊週1回までを目安に献立に入れています。
牛乳やヨーグルト・チーズ・バター・生クリームなどの乳製品を使用したおかず	＊2つのおかずに重ならないように献立に入れています。 ＊献立に連日続けて入れないようにしています。 ＊バターロールは、組み合わせないようにしています。
大豆や豆腐・油揚げなどの大豆製品を使用したおかず	＊2つのおかずに重ならないように献立に入れています。 ※豆乳・ゆばは、使用しません。
魚やかまぼこ・さつま揚げ・ちくわなどの魚肉加工品を使用したおかず	＊2つのおかずに重ならないように献立に入れています。
ごまなどの種実類などを使用したおかず	＊パンや2つのおかずに重ならないように献立に入れています。
生卵・そば・落花生・くるみ・アーモンド	＊そのものを給食で使用することはありません。ただし、コンタミネーションの可能性はあります。
生果物・生野菜	＊衛生面から、みかん以外の生果物・生野菜そのものを給食で提供することはありません。

※3品目のおかず、デザート等がある献立は、アレルギー物質が重なる場合があります。

その他

※ドレッシングやマヨネーズ等は、かける献立（サラダ等）とは区別して、弁当持参を行うことができます。
例）サラダ（アレルゲン：なし）と和風ドレッシング（アレルゲン：大豆）の日に、大豆アレルギーをお持ちの場合、家庭より大豆を含まないドレッシングを持参して給食のサラダにかけて食べることができます。

※デザートのアレルギー対応は、鶏卵・牛乳が含まれている場合に代替えを用意できる場合があります。その場合は、事前にお知らせをします。

※お楽しみ給食・特別献立など学校独自の献立が実施される場合は、これらの原則は、変わることがあります。その時は事前に学校から、お知らせします。

学校給食献立表アレルゲンチェックについて（例）

誤食を防止し、生徒のみなさまへ安全安心な給食を提供するため、保護者の方の責任において、食品のチェック、喫食方法等をご記入ください。記入後、学校へご提出ください。学校で原本を保管、写しを保護者の方へ返却します。
※記入は鉛筆、シャープペンシル等でなく、ボールペン等を使用してください。
（フリクション等消せるボールペンは使用しないでください。）
※訂正は二重線で行い、訂正印の代わりに保護者のサインを記入してください。

【食物アレルギー対応確認用献立表の構成】

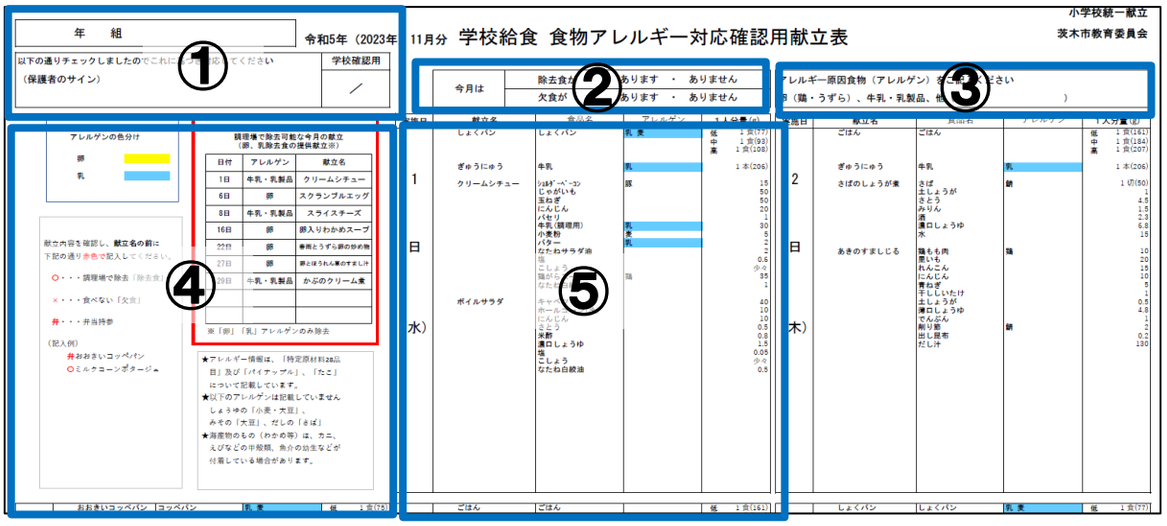

①学年・組、名前、保護者サイン欄
②除去食・欠食の有無記入欄
③アレルゲン記入欄
④献立表の記載内容説明欄
⑤毎日の献立内容

【各項目の詳細】※保護者の方は赤字部分をご記入ください。

①

1 年 1 組　茨木 太郎	令和5年（2023年
以下の通りチェックしましたのでこれに基づき対応してください （保護者のサイン）　茨木 花子	学校確認用 ／

②

今月は、	除去食が	あります ・ ありません
	欠食が	あります ・ ありません

③

アレルギー原因食物（アレルゲン）をご記入ください
卵（鶏・うずら）　牛乳・乳製品　他（　　）

・児童の学年・組、名前を記入してください
・アレルゲンチェック内容を確認し、保護者サイン欄に記入してください。
・「学校確認用」欄は、記入不要です。（学校が確認した日を記入します）

・この月の除去食、欠食（弁当）対応の有無について、該当するものに〇をつけてください。

・児童が有するアレルゲンの品目に〇をつける。
・卵（鶏・うずら）、牛乳・乳製品以外のアレルゲンを有する場合は「他」に記入してください。

④

アレルゲンの色分け

卵

乳

献立内容を確認し、**献立名の前**に
下記の通り赤色で記入してください。

○・・・調理場で除去「除去食」

×・・・食べない「欠食」

弁・・・弁当持参

（記入例）
弁おおきいコッペパン
○ミルクコーンポタージュ

調理場で除去可能な今月の献立
（卵、乳除去食の提供献立※）

日付	アレルゲン	献立名
1日	牛乳・乳製品	クリームシチュー
6日	卵	スクランブルエッグ
8日	牛乳・乳製品	スライスチーズ
16日	卵	卵入りわかめスープ
22日	卵	春雨とうずら卵の炒め物
27日	卵	卵とほうれん草のすまし汁
29日	牛乳・乳製品	かぶのクリーム煮

※「卵」「乳」アレルゲンのみ除去

★アレルギー情報は、「特定原材料28品目」について記載しています。
★以下のアレルゲンは記載していません
しょうゆの「小麦・大豆」、
みその「大豆」、だしの「さば」
★海産物のもの（わかめ等）は、カニ、えびなどの甲殻類、魚介の幼生などが付着している場合があります。

献立表の説明を記載しています。

・卵、乳のアレルゲンで
色分けしています。

・除去食を提供できる献立を
記載しています。

・記入例に従って、赤色のペンで
チェックをつけてください。

※しょうゆの「小麦・大豆」、みその「大豆」、
だしの「さば」については記載していません。

⑤

実施日	献立名	食品名	アレルゲン	1人分量(g)
1日（水）	弁 しょくパン	しょくパン	乳 麦	低 1食(77) 中 1食(93) 高 1食(108)
	ぎゅうにゅう	牛乳	乳	1本(206)
	○ クリームシチュー	ｼｮﾙﾀﾞｰﾍﾞｰｺﾝ	豚	15
		じゃがいも		50
		玉ねぎ		50
		にんじん		20
		パセリ		1
		牛乳(調理用)	乳	30
		小麦粉	麦	5
		バター	乳	2
		なたねサラダ油		2
		塩		0.6
		こしょう		少々
		鶏がらスープ	鶏	35
		なたね白絞油		1
	× ボイルサラダ	キャベツ		40
		~~ホールコーン(冷)~~		~~10~~
		にんじん		10
		さとう		0.5
		米酢		0.8
		濃口しょうゆ		1.5
		塩		0.05
		こしょう		少々
		なたね白絞油		0.5

・各食品に含まれるアレルゲンを
記載しています。

・弁当を持参する場合は「弁」、
食べない場合は「×」、
除去食を喫食する場合は「○」を
献立名の前に記入してください。

・食べられない食品に文字の上から
線を引いてください。

＜参考＞献立表に表示するアレルゲン　※()は略名

特定原材料28品目→	卵(卵)	乳(乳)	えび(ｴﾋﾞ)	かに(蟹)	くるみ(ｸﾙﾐ)	小麦(麦)	そば(ｿﾊﾞ)	市独自の記載品目→	ﾊﾟｲﾅｯﾌﾟﾙ(ﾊﾟｲﾝ)
	落花生(落)	ｱｰﾓﾝﾄﾞ(ｱｰﾓ)	あわび(鮑)	いか(ｲｶ)	いくら(ｲｸﾗ)	ｵﾚﾝｼﾞ(ｵﾚﾝ)	ｶｼｭｰﾅｯﾂ(ｶｼｭ)		たこ(たこ)
	ｷｳｲﾌﾙｰﾂ(ｷｳｲ)	牛肉(牛)	ごま(ｺﾞﾏ)	さけ(鮭)	さば(鯖)	大豆(豆)	鶏肉(鶏)		
	ﾊﾞﾅﾅ(ﾊﾞﾅﾅ)	豚肉(豚)	まつたけ(ﾏﾂ)	もも(桃)	やまいも(芋)	りんご(ﾘﾝｺﾞ)	ゼラチン(ｾﾞﾗ)		

【注意】
しょうゆの「小麦・大豆」、みその「大豆」、だしの「さば」については記載していません。
実際には含まれますので、喫食不可の場合は、アレルギーチェック時にご注意ください。

食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル

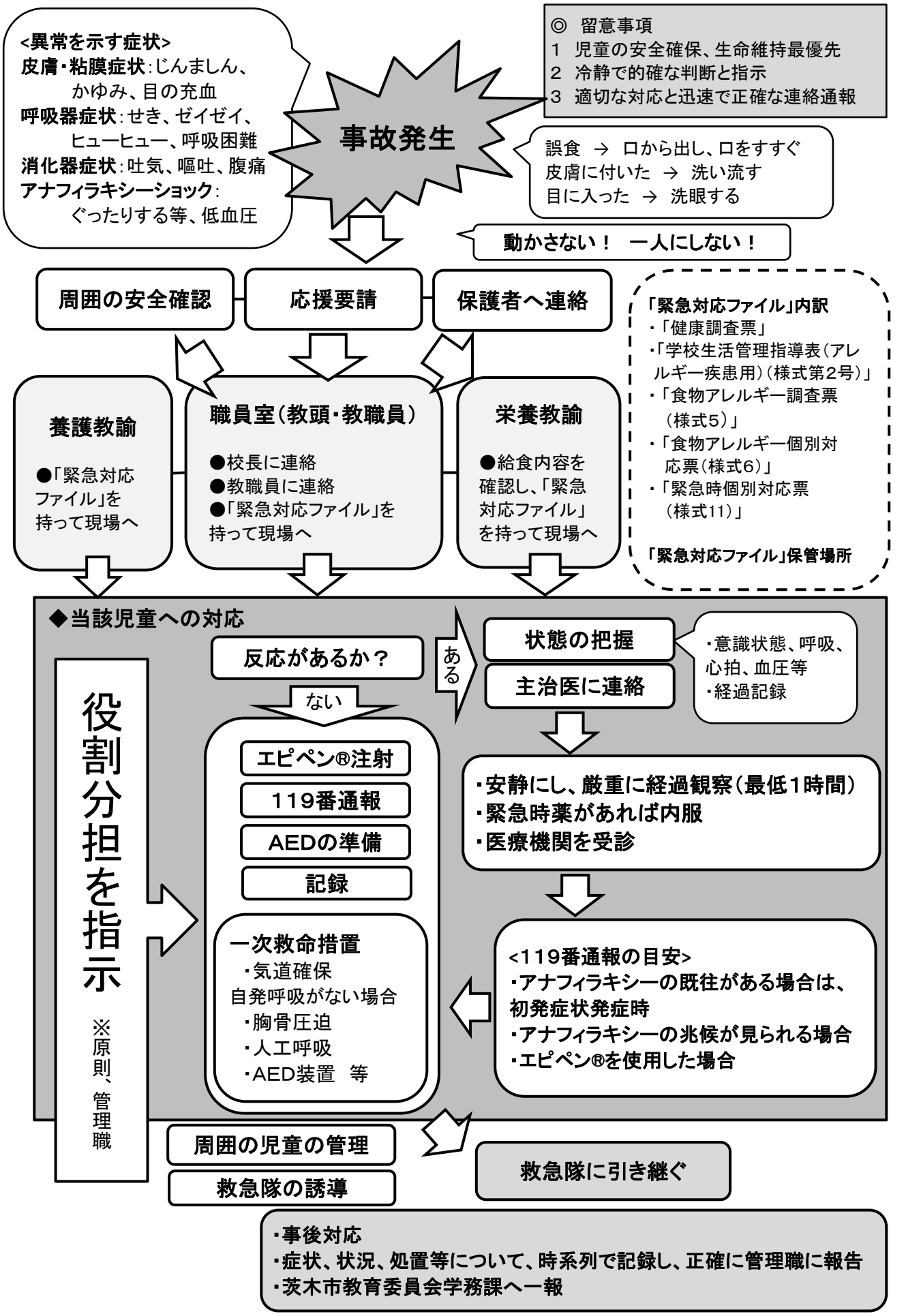

茨木市立学校給食におけるアレルギー等除去食対策実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、茨木市立学校給食において、児童生徒が食物アレルギー等による食事配慮を必要とする場合に、アレルギー等除去食対策（以下「アレルギー等対策」という。）を実施することを目的とする。

（対象）

第２　学校給食におけるアレルギー等対策は、集団給食を基本としながら、児童生徒の健康管理の一環として、児童生徒の発育、発達状況及び精神面等を考慮したうえで、医師の診断に基づく可能な範囲で行うものとする。

２　アレルギー等対策の対象とする児童生徒は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 原因食品を摂取することにより、アレルギー等症状がでる者

(2) 医師の検査、診断により食物アレルギー等と判定された者

(3) 家庭において、除去食又は代替食等の対応が行われている者

３　前項各号に該当する児童生徒において、アナフィラキシーショック症状など重篤な症状を呈する場合は、集団給食であることを考慮した上で、対応について十分協議し、緊急時の対応等を明確にしておく。

（アレルギー等対策実施方法）

第３　アレルギー等対策は、日々の学校給食献立において卵（鶏・うずら）、牛乳・乳製品の除去を基本として実施する。

２　除去食とは、アレルギー等の原因となる食品を除いて調理することをいい、代替食品を用いて調理する代替食とは異なる。

３　必要とする対応が集団給食の限界を超えると学校長が判断した場合は弁当を持参するものとする。

（アレルギー等対策委員会の設置）

第４　保護者、学校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭および学校栄養職員、給食・食育担当教諭、学校調理員、部活動顧問等の相互理解と協力により、各学校にアレルギー等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会においては、学校長を委員長とし、委員長が副委員長、書記ほかを任命し、定期的に委員会を開催する。

３　委員会においては、児童生徒のアレルギー等除去食の対応に限らず、アレルギー等に対する知識の啓発に努め、教職員間の意志疎通を図るものとする。

（アレルギー等対策の申請）

第５　アレルギー等対策の申請は、年度ごとに行うものとする。

２　アレルギー等対策を必要とする児童生徒の保護者は、アレルギー等除去対応申請書（様式第１号）により、毎年度当初に学校長に申請するものとする。ただし、転入学等で年度途中にアレルギー等対策が必要となった場合は、その都度申請するものとする。

３　前項の申請には、必ず、配慮を必要とする食品が明記された学校生活管理指導表

（アレルギー疾患用）（様式第２号）（以下「管理指導表」という。）を添付するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、乳糖不耐症など食物アレルギー以外の理由による場合は、医師の意見書等を添付するものとする。ただし、当該意見書等は、初回時の写しを２回目以降の申請時に添付しても差し支えない。

５　アレルギー等対策を実施する児童生徒の保護者は、その経過観察として症状に変化があった場合は、その都度、管理指導表等を提出するものとする。

６　第３項の規定にかかわらず、申請から１年に満たない場合は、管理指導表に基づき、保護者に聞き取りをした後に、その写しを添付することにより、管理指導表に替えることができるものとする。

（アレルギー等対策実施の決定）

第６　アレルギー等除去対応の開始及び年度途中のアレルギー等除去対応の追加があった場合については、児童生徒の状況および申請内容を委員会において判断し、最終的に学校長が決定し、該当アレルギー等除去対応実施について（様式第３号）により保護者へ結果の通知をするものとする。

（追加）

第７　年度途中でアレルギー等対策が追加で必要となった場合、児童生徒の保護者はアレルギー等除去対応追加・解除届（様式第４号）に管理指導表を添付し学校長に申請するものとする。

（解除）

第８　年度途中でアレルギー等対策が必要でなくなった場合、保護者からのアレルギー等除去対応追加・解除届に基づき解除するものとする。ただし、年度末及び、転退学した場合は自動的に解除するものとする。

（中止）

第９　アレルギー等対策は、対象児童生徒の保護者がこの要綱に定める事項及び教職員等の指導を守らないとき、若しくはその他やむを得ない事情があると認められるときは委員会において中止を決定できるものとする。

（その他）

第10　この要綱に定めるもののほか、アレルギー等対策について必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年11月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成20年７月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成23年２月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成26年１月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成27年11月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年９月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

（様式第１号）

年　　月　　日

アレルギー等除去対応申請書

（申請先）

市立　　校長

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記理由によりアレルギー等除去対応を必要としますので、給食献立について配慮をお願いします。

記

クラス名	年　　組
名前	
生年月日	
対応アレルゲン	
希望する対応	【停止】 □飲用牛乳　□パン　□ごはん　□おかず（全部） 【除去食提供】 □卵（鶏・うずら）□牛乳・乳製品　を含むおかず □弁当持参（原因食品：　　） □その他（　　）

＊申請内容は学校生活管理指導表または医師の診断書の内容と整合すること。
＊学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）、または医師の診断書（その他病気等食物アレルギー以外の理由の場合）を添付してください。

（様式第２号）

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿年＿＿月＿＿日生　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿年＿＿月＿＿日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アナフィラキシー（あり・なし）／食物アレルギー（あり・なし）

病型・治療

A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）
1．即時型
2．口腔アレルギー症候群
3．食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）
1．食物（原因　　）
2．食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3．運動誘発アナフィラキシー
4．昆虫（　　）
5．医薬品（　　）
6．その他（　　）

C 原因食物・除去根拠　該当する食品の番号に○をし、かつ《　》内に除去根拠を記載

［除去根拠］該当するもの全てを《　》内に記載
① 明らかな症状の既往　② 食物経口負荷試験陽性
③ IgE抗体等検査結果陽性　④ 未摂取

（　）に具体的な食品名を記載

1．鶏卵　《　》
2．牛乳・乳製品《　》
3．小麦　《　》
4．ソバ　《　》
5．ピーナッツ《　》
6．甲殻類　《　》（すべて・エビ・カニ　　）
7．木の実類　《　》（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド　　）
8．果物類　《　》（　　）
9．魚類　《　》（　　）
10．肉類　《　》（　　）
11．その他1　《　》（　　）
12．その他2　《　》（　　）

D 緊急時に備えた処方薬
1．内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2．アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）
3．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 給食
1．管理不要　2．管理必要

B 食物・食材を扱う授業・活動
1．管理不要　2．管理必要

C 運動（体育・部活動等）
1．管理不要　2．管理必要

D 宿泊を伴う校外活動
1．管理不要　2．管理必要

E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの

※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。

鶏卵：卵殻カルシウム
牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦：醤油・酢・味噌
大豆：大豆油・醤油・味噌
ゴマ：ゴマ油
魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類：エキス

F その他の配慮・管理事項(自由記述)

【緊急時連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日
年　月　日

医師名　㊞

医療機関名

気管支ぜん息（あり・なし）

病型・治療

A 症状のコントロール状態
1．良好　2．比較的良好　3．不良

B-1 長期管理薬（吸入）　薬剤名　投与量／日
1．ステロイド吸入薬（　　）（　　）
2．ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤（　　）（　　）
3．その他（　　）（　　）

B-2 長期管理薬（内服）　薬剤名
1．ロイコトリエン受容体拮抗薬（　　）
2．その他（　　）

B-3 長期管理薬（注射）　薬剤名
1．生物学的製剤（　　）

C 発作時の対応　薬剤名　投与量／日
1．ベータ刺激薬吸入（　　）（　　）
2．ベータ刺激薬内服（　　）（　　）

学校生活上の留意点

A 運動（体育・部活動等）
1．管理不要　2．管理必要

B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動
1．管理不要　2．管理必要

C 宿泊を伴う校外活動
1．管理不要　2．管理必要

D その他の配慮・管理事項(自由記述)

【緊急時連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日
年　月　日

医師名　㊞

医療機関名

（公財）日本学校保健会 作成

（様式第２号）

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）＿＿＿年＿＿月＿＿日生　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

アトピー性皮膚炎（あり・なし）

病型・治療

A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班）
1．軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。
2．中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。
3．重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。
4．最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。
＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変
＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変

B-1 常用する外用薬
1．ステロイド軟膏
2．タクロリムス軟膏（「プロトピック®」）
3．保湿剤
4．その他（　　）

B-2 常用する内服薬
1．抗ヒスタミン薬
2．その他（　　）

B-3 常用する注射薬
1．生物学的製剤

学校生活上の留意点

A プール指導及び長時間の紫外線下での活動
1．管理不要　2．管理必要

B 動物との接触
1．管理不要　2．管理必要

C 発汗後
1．管理不要　2．管理必要

D その他の配慮・管理事項(自由記述)

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性結膜炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1．通年性アレルギー性結膜炎
2．季節性アレルギー性結膜炎（花粉症）
3．春季カタル
4．アトピー性角結膜炎
5．その他（　　）

B 治療
1．抗アレルギー点眼薬
2．ステロイド点眼薬
3．免疫抑制点眼薬
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A プール指導
1．管理不要　2．管理必要

B 屋外活動
1．管理不要　2．管理必要

C その他の配慮・管理事項（自由記載）

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性鼻炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1．通年性アレルギー性鼻炎
2．季節性アレルギー性鼻炎（花粉症）
主な症状の時期：　春　、　夏　、　秋　、　冬

B 治療
1．抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服）
2．鼻噴霧用ステロイド薬
3．舌下免疫療法（ダニ・スギ）
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 屋外活動
1．管理不要　2．管理必要

B その他の配慮・管理事項（自由記載）

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公財）日本学校保健会 作成

（様式第３号）

年　　月　　日

年　　組

保護者様

茨 木 市 立　　学 校

校長

アレルギー等除去対応の実施について

標記について、申請書類に基づきアレルギー等対策委員会において検討した結果、このたびの申請について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

・対応可能

実施期間（　　年　　月より当該年度末まで）

（特記事項）

・対応不可能

（　　）学校長の判断等による

（　　）その他

（特記事項）

その他

① 今回の決定内容については、学校長の判断等によって変更となる場合がありますので、予めご了承をお願いします。

② 実施期間については年度ごと（４月～翌年３月）になりますので、お子さまの状況等の確認のために、毎年申請をお願いします。

③ 上記の対応について不明の点がありましたら、学校長または、茨木市教育委員会学務課までお問い合わせください。

（様式第４号）

年　　月　　日

アレルギー等除去対応追加・解除届

（報告先）

市立　　学校長

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

クラス名　　年　　組

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□【追加】

（食品名：　　）について、医師の指導のもと、学校給食における除去対応の追加をお願いします。

＊学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）、または医師の診断書（その他病気等食物アレルギー以外の理由の場合）を添付してください。

□【解除】

学校生活管理指導表等により除去していた（食品名：　　）について、医師の指導のもと、これまで複数回摂取して症状が誘発されていませんので、学校給食における除去解除をお願いします。

様式５

食物アレルギー調査票

㊙ ６年間保存

名　前	性別
（ふりがな） （生年月日） 年　　月　　日	女・男

年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学年	1	2	3	4	5	6
組						
番号						

保護者連絡先
（電話）自宅・携帯 （児童との関係）

◆記入について
変更の可能性がある部分はエンピツで記入してください。
年度途中、変更がありましたらお知らせください。
この用紙は、在学中、継続して使用しますので大切に扱ってください。

【該当するところに✓または記入をしてください】

(1)食物アレルギーの有無について

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
ア）食物アレルギーはありません						
イ）食物アレルギーがあります						

→ ア）の場合は、以上で質問事項は終わりです。

(2)食物アレルギーの症状について

	食品名	症状
原因食品及び症状		
運動による症状発症		□無　□有（食事との関連：　　）
アナフィラキシーショックの既往		□無　□有　（回数　　回、最終発症年月　　年　　月） （原因　　）
緊急時に備えた処方薬		エピペン® □無　□有　　内服薬 □無　□有（薬品名　　） その他（　　）

＊緊急時の対応について、別途個別対応票の記入をお願いする場合があります。

(3)かかりつけの医療機関について

医療機関名		TEL	
主治医名		診療科	

かかりつけ以外、緊急搬送する医療機関がある場合

医療機関名	TEL	主治医名	診療科

裏面もあります　→

(4)食物アレルギーのため食べられない食品について

原因食品に ○ を、コンタミネーション（微量混入）でも症状が出る食品に ◎ を、
原因食品を揚げた油の二次使用でも症状が出る食品に×を付けてください。

	食品名	1年	2年	3年	4年	5年	6年
特定原材料	卵						
	乳						
	えび						
	かに						
	くるみ						
	小麦						
	そば						
	落花生						
特定原材料に準ずるもの	アーモンド						
	あわび						
	いか						
	いくら						
	オレンジ						
	カシューナッツ						
	キウイフルーツ						
	牛肉						
	ごま						
	さけ						
	さば						
	大豆						
	鶏肉						
	バナナ						
	豚肉						
	まつたけ						
	もも						
	やまいも						
	りんご						
	ゼラチン						
その他	パイナップル						
	たこ						
	小麦を用いた調味料						
	大豆を用いた調味料						

(5)給食のアレルギー対応について

□アレルギー対応を希望しない
□アレルギー対応を希望する　※学校生活管理指導表を提出してください
　□給食停止(弁当持参)
　□飲用牛乳停止　□パン停止　□ごはん停止　□全おかず停止
　□卵（鶏卵・うずら卵）除去食　□牛乳（おかず）・乳製品除去食

(6)学校生活での配慮について

□不要
□要　　□給食当番（　　）
　　□調理実習（　　）
　　□その他（　　）

＊学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全教職員で共有すること、また、必要に応じて教育委員会等関係機関に伝えることに同意します。

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

食物アレルギー調査票の記入について

この調査票（様式5）は、お子様の食物アレルギーの有無等について、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するためのものです。下記事項にご留意のうえ、ご記入をお願いいたします。

【記入にあたっての注意事項】

◆食物アレルギーと診断されているすべての食品について記入してください。

◆(1)食物アレルギーの有無について

・食物アレルギーがない場合
→ ｱ)に✓を記入してください。記入事項は以上で終わりです。
・食物アレルギーがある場合
→ ｲ)に✓を記入してください。
(2)～(6)も記入し、最後に署名をしてください。

◆(4)食物アレルギーのため食べられない食品について

原因食品に〇を付けてください。
コンタミネーション（★）でも症状が出る食品に◎を付けてください。
揚げ油は、別の献立に使い回すことがあるため、
原因食品を揚げた油の二次使用でも症状が出る食品に×を付けてください。

★コンタミネーションとは… 食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずにごく微量、最終加工食品に混入（コンタミネーション）してしまうことです。
例1） 〇〇ソース製造工場では、小麦、大豆を含む製品を製造しています。
例2） □□わかめは、えびが混ざる漁法で採取しています。

◆(5)給食のアレルギー対応について

アレルギー対応は、卵（鶏卵・うずら卵）及び牛乳（おかず）・乳製品の除去食、飲用牛乳・パン・ごはん・おかずの停止及び給食費の減額が可能です。
希望する場合、学校生活管理指導表が必要なため、学校に連絡してください。
また、以下の品目は、そのものを給食で使用することはありません。
ただし、コンタミネーションの可能性はあります。

生卵・そば・落花生・くるみ・アーモンド

食物アレルギー個別対応票 （学校記入用）

児　童　氏　名	性別
（ふりがな）	女・男

年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学年	1	2	3	4	5	6
組						
番号						

【学校給食における対応決定事項】

決定日（　　年　　月　　日）		メンバー（　　）	
アレルゲンチェック資料	要 ・ 不要	給食停止（通年停止）	全部 ・ 飲用牛乳 ・ パン ・ ごはん ・ おかず
給食対応	調理場		
	弁当		
	欠食		
その他			

上記の内容を変更する場合は、別途個別対応票を作成してください。

【特記事項】　アレルギー対策委員会開催記録、学校での発症記録　等

日付	

様式7

年度　食物アレルギーを有する児童生徒一覧

No.	年	組	名前	原因食物（アレルゲン）	アナフィラキシーショック既往の有無	給食対応									学校生活上の留意点						
						対応不要	給食停止（通年停止するものに×）					調理場除去	欠食（弁当）	その他配慮事項	授業・活動	運動	宿泊行事等	緊急対応			その他
							全部	牛乳	パン	ごはん	おかず							内服薬	エピペン®	その他	
1												除去食物									
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					

様式8

年度　学校給食食物アレルギー対応一覧

No.	年	組	名前	原因食物（アレルゲン）	アナフィラキシーショック既往の有無	給食対応								
						対応不要	給食停止（通年停止するものに×）					調理場除去	欠食（弁当）	その他配慮事項
							全部	牛乳	パン	ごはん	おかず			
1												除去食物		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														

様式9

アレルギー除去食チェック表（給食場用）

日	献立名	除去食材	担当調理員

確認印

年	組	児童名	原因食物（アレルゲン）	調理確認	配食確認		受け取り者	その他

様式10

アレルギー除去食チェック表（教室用）

月	年　組	学級担任

日	名前	原因食物（アレルゲン）	給食対応			献立名	配食確認	体調確認	その他	対応者	確認印
			調理場除去	欠食（弁当あり）	欠食（弁当なし）						

※該当児童・生徒が、おかわりで原因物質を喫食しないよう、「献立名」の欄に記載されている献立のおかわりはしないこと

※学校長の確認を毎回受けること

様式11

【緊急時個別対応票】　　年　　組　　さんのアレルギー対応

原因食物　：　　医療機関名	医師名	TEL	
主治医　：　　医療機関名	医師名	TEL	
緊急搬送先　：　　①	TEL		
保護者連絡先：　　②	TEL		

＊原因食品摂取後に症状が出現した場合の対応（使用薬を含む）

皮膚症状	
呼吸器症状	
消化器症状	
全身症状	
その他（注意点等）	

何らかのアレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）　原因食物を食べた（可能性を含む）　原因食物に触れた（可能性を含む）

1．症状確認（　　：　　）

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？※５分以内に判断する

緊急

呼びかけに対して
反応がなく、
呼吸がない場合

緊急性が高い症状

全身の症状
- □ぐったり
- □意識もうろう
- □尿や便を漏らす
- □脈が触れにくいまたは不規則
- □唇や爪が青白い

呼吸器の症状
- □のどや胸がしめつけられる
- □声がかすれる
- □犬が吠えるような咳
- □息がしにくい
- □持続する強い咳き込み
- □ゼーゼーする呼吸

消化器の症状
- □持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- □繰り返し吐き続ける
- □その他（　　）

その他の症状

消化器の症状
- □軽いお腹の痛み
- □吐き気
- □その他（　　）

皮膚の症状
- □皮膚の赤み
- □皮膚のかゆみ
- □じんましん

目・口・鼻・顔の症状
- □目のかゆみ、充血
- □口の中の違和感
- □唇の腫れ
- □鼻水、鼻づまり

1つでも当てはまる場合

その他の症状のみの場合

心肺蘇生を行う

心臓マッサージ（1分間に100回以上）・AEDの措置
※救急隊に引き継ぐまで継続

【食べた時刻】
年　月　日　時　分
【食べた（触れた）もの】
【食べた量】

緊急性が高いアレルギー症状への対応

2．教職員を呼ぶ（応援要請）（　　：　　）
3．保護者へ連絡（　　：　　）
4．エピペン®を使用【エピペン®保管場所：　　】（　　：　　）
5．１１９番通報（　　：　　）
6．その場で安静にし、救急隊を待つ
7．可能なら内服薬を飲ませる【薬品名：　　】（　　：　　）
8．本人はその場にあおむけに寝かせ、足を上げる．嘔吐に備え、顔を横向きにする

反応がなく
呼吸がない
↓
心肺蘇生を行う

反応がなく
呼吸がない
←
※エピペン®が2本以上ある場合（呼びかけに対する反応がある）
エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善がみられない場合、次のエピペン®を使用する※

8．救急隊到着、引継ぎ（　　：　　）

緊急性が高いアレルギー症状がない場合の対応

2．内服薬を飲ませる（　　：　　）
【薬品名：　　】
3．保護者へ連絡（　　：　　）
4．安静にできる場所へ移動する

※ 少なくとも５分ごとに症状を観察。
緊急性が高いアレルギー症状が出現した場合、
「緊急性が高いアレルギー症状への対応」へ

この用紙の緊急時使用に同意します
保護者署名

【緊急時個別対応票】　　年　　組　　さんのアレルギー対応

保護者記入箇所

原因食物　：

主治医　：　医療機関名　　医師名　　TEL

緊急搬送先　：　医療機関名　　医師名　　TEL

保護者連絡先：　①　TEL

②　TEL

＊原因食品摂取後に症状が出現した場合の対応（使用薬を含む）

皮膚症状	
呼吸器症状	
消化器症状	
全身症状	
その他（注意点等）	

何らかのアレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）　原因食物を食べた（可能性を含む）　原因食物に触れた（可能性を含む）

1．症状確認（　　：　　）

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？※５分以内に判断する

緊急

呼びかけに対して
反応がなく、
呼吸がない場合

緊急性が高い症状

全身の症状
- □ぐったり
- □意識もうろう
- □尿や便を漏らす
- □脈が触れにくいまたは不規則
- □唇や爪が青白い

呼吸器の症状
- □のどや胸がしめつけられる
- □声がかすれる
- □犬が吠えるような咳
- □息がしにくい
- □持続する強い咳き込み
- □ゼーゼーする呼吸

消化器の症状
- □持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- □繰り返し吐き続ける

□その他
（　　）

その他の症状

消化器の症状
- □軽いお腹の痛み
- □吐き気

皮膚の症状
- □皮膚の赤み
- □皮膚のかゆみ
- □じんましん

目・口・鼻・顔の症状
- □目のかゆみ、充血
- □口の中の違和感
- □唇の腫れ
- □鼻水、鼻づまり

□その他
（　　）

1つでも当てはまる場合

その他の症状のみの場合

心肺蘇生を行う

心臓マッサージ（1分間に100回以上）・AEDの措置
※救急隊に引き継ぐまで継続

【食べた時刻】
年　月　日　時　分
【食べた（触れた）もの】
【食べた量】

緊急性が高いアレルギー症状への対応

2．教職員を呼ぶ（応援要請）（　　：　　）
3．保護者へ連絡（　　：　　）
4．エピペン®を使用【エピペン®保管場所：　　】（　　：　　）
5．１１９番通報（　　：　　）
6．その場で安静にし、救急隊を待つ
7．可能なら内服薬を飲ませる【薬品名：　　】（　　：　　）
8．本人はその場にあおむけに寝かせ、足を上げる．嘔吐に備え、顔を横向きにする

反応がなく
呼吸がない

心肺蘇生を行う

反応がなく
呼吸がない

※エピペン®が2本以上ある場合（呼びかけに対する反応がある）

エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善がみられない場合、次のエピペン®を使用する※

8．救急隊到着、引継ぎ（　　：　　）

緊急性が高いアレルギー症状がない場合の対応

2．内服薬を飲ませる（　　：　　）
【薬品名：　　】
3．保護者へ連絡（　　：　　）
4．安静にできる場所へ移動する

※ 少なくとも５分ごとに症状を観察。
緊急性が高いアレルギー症状が出現した場合、
「緊急性が高いアレルギー症状への対応」へ

この用紙の緊急時使用に同意します
保護者署名